

# 生活福祉保健委員会

- 1 期 日 平成21年3月5日(木)
- 2 場 所 第3委員会室
- 3 出席委員 委員長 日下美香  
副委員長 森川家忠  
委 員 蔵本 健、山下智之、高橋雅洋、川上征矢、辻 恒雄、中津信義、  
蒲原敏博、奥原信也
- 4 欠席委員 委 員 林 正夫

## 5 出席説明員

### [環境県民局]

環境県民局長、総務管理部長、環境県民総務課長、県民文化課長、消費生活課長、人権男女共同参画課長、県民活動課長、環境部長、廃棄物対策総括監、環境政策課長、環境保全課長、自然環境課長、循環型社会課長、産業廃棄物対策課長

### [健康福祉局]

健康福祉局長、総務管理部長、健康福祉総務課長、こども家庭課長、被爆者対策課長、保健医療部長、医務課長、医療政策課長、医療保険課長、生活衛生課長、薬務課長、社会福祉部長、地域福祉課長、社会援護課長、障害者支援課長、高齢者支援課長、介護保険課長、病院事業部長、県立病院課長

### [危機管理監]

危機管理監、危機管理課長、消防保安課長

## 6 付託議案

- (1) 県第18号議案 広島県防災対策基本条例案
- (2) 県第19号議案 広島県消費者行政活性化基金条例案
- (3) 県第20号議案 広島県安心こども基金条例案
- (4) 県第21号議案 広島県妊婦健康診査支援基金条例案
- (5) 県第28号議案 広島県手数料条例及び広島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案中所管事項
- (6) 県第31号議案 就学資金等の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例案
- (7) 県第32号議案 広島県障害者自立支援特別対策事業基金条例の一部を改正する条例案
- (8) 県第33号議案 広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例案
- (9) 県第34号議案 広島県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
- (10) 県第35号議案 広島県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
- (11) 県第45号議案 財産の無償貸付けについて
- (12) 県第47号議案 権利の放棄について中所管事項
- (13) 県第50号議案 特別児童扶養手当認定等事務の事務委託に関する協議について

(14) 追県第1号議案 平成20年度広島県一般会計補正予算（第6号）中所管事項

(15) 追県第11号議案 平成20年度広島県病院事業会計補正予算（第5号）

## 7 報告事項

[環境県民局]

(1) 大気常時監視網再編整備について

[健康福祉局]

(2) 障害のある人を支援するためのサポートファイルの作成について

(3) 第4期ひろしま高齢者プランにおける介護保険施設等の整備について

(4) 広島県病院事業経営計画【平成21年度～平成25年度】（案）の概要について

## 8 会議の概要

(1) 開会 午前10時33分

(2) 記録署名委員の指名

(3) 付託議案

県第18号議案「広島県防災対策基本条例案」外14件を一括議題とした。

(4) 付託議案に関する質疑・応答

○質疑（山下委員） 広島県妊婦健康診査支援基金条例についてお伺いします。

この基金は、妊婦健康診査臨時特例交付金が国から交付されることに伴い、妊婦の経済的負担を軽減することを目的に市町が妊婦健診の費用を助成する事業を支援するために設置するものであり、経済的理由から妊婦健診を受けない妊婦も見られる中、母体と胎児を守り、安心して出産ができる体制づくりに向けた時宜を得たものであると思っております。

この基金の趣旨や昨今の経済情勢から言うと、できるだけ早期に、一般的に必要とされる14回の妊婦健診について、すべての県内の市町が実施できる体制づくりと広く県民に周知していくことが求められると考えますが、今後どのように取り組みを進めていこうとされているのか、また、事業の実施時期はいつごろを想定しているのか、お聞きしたいと思います。

○答弁（保健医療部長） 県におきましては、国からの交付金を原資に、今月中に妊婦健康診査支援基金を造成し、市町が実施する妊婦健康診査助成事業のうち、これまで一応の財政措置がされておりました5回に加えまして、新たに行う9回に対しまして補助し、14回への拡充が実現できるよう目指しております。このため、市町、医師会、助産師会など関係機関との調整を行うなど支援をしてまいりました。その結果、すべての市町におきまして、平成21年4月から14回の公費助成が実施されるよう準備が進められているところでございます。

また、既に実施している市町や今年度中にも拡充を計画している市町もあることから、国の交付金の適用日でございます1月27日にさかのぼって事業を実施したいと考えております。

また、質問がございました、県民への周知につきましては、妊婦健診を受けない

で出産する妊婦や妊婦健康診査公費助成事業について十分に活用されていない妊婦に対しまして、妊婦健診の重要性や早期の妊娠届け出について周知を図るよう、概要版のリーフレットを配布するなど、普及・啓発に努めてまいりたいと思っております。

また、今後とも、情報提供や関係者への研修を行うなど、妊婦健診への積極的な取り組みがされますよう市町を支援するとともに、妊婦健診の受診状況などにつきまして、引き続き検証を行うこととしております。こうした形で安心して出産できる体制づくりを目指していきたいと思っております。

○質疑（山下委員） この基金の設置期間が平成22年度までとなっておりますが、基金の趣旨からすると、平成23年度以降も支援していくことが望ましいと考えます。県としてはどのように対応していかれるのか、お伺いしたいと思います。

○答弁（保健医療部長） 委員御指摘のとおり、この支援基金につきましては平成22年度末までとされております。県としましては、この妊婦健康診査事業を引き続き行うためには、市町への財政的な支援が必要だと考えております。23年度以降も国の支援が継続されるよう要望していきたいと思っております。

○要望（山下委員） 出産年齢の上昇等に伴い、健康管理が重要となる妊婦が増加傾向にある中、妊婦健診を適切に受けることは重要性を増しております。また、経済的理由などから妊婦健診を受けずに飛び込みで出産する妊婦が見られることは、母体と赤ちゃんにとって非常に危険な行為であるばかりでなく、医師不足の中、産科医の大きな負担となっており、こうした観点からも妊婦健診の受診促進が求められていると思っております。

この基金を活用して、できるだけ早期に県内すべての妊婦が必要な妊婦健診を受けられるよう、市町、医師会、助産師会など関係機関と連携の上、円滑な準備を進めるとともに、県民への周知に努めていただきたいと思います。

○質疑（辻委員） 私からは、県第33号議案 広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例の一部改正に係る問題で質問させていただきます。

この条例は、医師の面談料の額を30分毎に4,930円とする条例提案となっております。これまで無料であったのが、なぜ今回こういう額で徴収するようになったのか、その経緯を明らかにしていただきたいと思います。

○答弁（障害者支援課長） 障害者リハビリテーションセンターでは、平成18年5月に高次脳機能センターを開設いたしました。この高次脳機能センターが対象といたしております高次脳機能障害は、交通事故による脳外傷に起因する場合も多いことから、生命保険会社などによる医師との連絡件数が増加しているところでございます。これらの面談につきましては、保険適用がなく、料金の徴収根拠もないために、これまで無償で行ってまいりましたが、面談は医師及び看護師の時間を拘束するものでございますので、この業務の対価といたしまして利用者から負担を求めることが適当であるため、有償とすることとしたものでございます。

今回の条例改正により新設する医師面談料の対象となります面談は、生命保険金請求のために患者から提出されました診断書の内容でありますとか、調査をするために患者の同意を得て保険会社が主治医と面談する場合がありますとか、診療科を受診する前の本人の家族が医師との面談を希望する場合がございます。ちなみに平成20年度の面談件数につきましては、20件程度を見込んでおります。そして単価は30分ごとに4,930円という単価を設定させていただいておりますけれども、これはドクターの1時間当たりの単価並びに看護師の1時間当たりの単価に0.5を掛けて、さらに消費税を加算したものでございます。

○質疑（辻委員） 今の答弁で明らかになったのは、高次脳機能センターの開設に伴って交通事故等での保険会社からの面談がふえてきたということが大きな動機になっていると思っているわけですが、20年度は20件程度ということのようですが、この内訳、保険会社との面談と診療科受診前の患者の家族との面談はどのぐらいの件数になっていましたか。

○答弁（障害者支援課長） 20件のうち、家族の面談につきましては3件程度となっております。

○質疑（辻委員） 今の答弁にもありましたように、家族との面談というのは極めて少ない件数になっています。金額にすると、3件で1万4,790円という額です。21年度では25件ぐらいの面談料の想定をされているらしいですが、今の答弁にありましたように、その大部分が、保険会社からの交通事故等によつての障害程度を主治医から聞き取るというような調査だと思ふのです。

そこで、私とすれば、診療科の受診前の家族との面談については、件数もそう多くありませんし、従来からこれは無料でやってきた経緯がありますから、面談徴収対象から外されたらいかがかと思うのですが、いかがでしょうか。

○答弁（障害者支援課長） 繰り返しになりますけれども、この面談によりまして、医師及び看護師の時間を拘束するものでありますことから、やはり業務の対価といたしまして、利用者から負担を求めることが適当であると考えまして、有償といたしましたものでございます。

○質疑（辻委員） 今回の面談料は、医師あるいは看護師を拘束しているということでもありますけれども、少なくとも障害者の方がどの診療科に受けていいのかというような相談をかけたときには、それは面談ということではなく、従来も行ってきた医療センターの業務の一つとしてカウントされて、そういう障害者に対しては従来どおり無料にするというような対応をやっていってもいいのではないかと思うのですけれども、どうでしょうか。

○答弁（障害者支援課長） この手数料条例を御可決いただきましたら、4月1日施行ということになります。この条例の手数料徴収に関する諸規定を整備するという作業がございますので、生活困窮者等につきましては、どのような取り扱いをするかということについては、これから検討することとしております。

○要望（辻委員） それでは、要望しておきますが、保険会社との面談については、その会社が保険請求に係る業務として医師、看護師からの面談で調査をするということで、これは当然面談料をもらったらいと思うのですが、障害者の家族との面談等につきましては、やはり徴収の対象としないということで、従来と同じような対応で進めていただくような運用上の配慮をお願いして、要望しておきます。

(5) 表決

県第18号議案外14件（一括採決） … 原案可決 … 起立総員

(6) 請願1件を議題とした。

20-2 子どもと重度障害者の医療費の完全無料化を求める請願についての意見交換

○意見（辻委員） 私は、この請願については採択の立場から討論をしたいと思います。

本請願は、既にお手元にあるように、広島県福祉医療費公費負担事業において、当面、未就学児童と重度障害者の医療費の窓口負担を完全無料とすることと広島市に対する不公平な福祉医療費公費負担事業補助金の削減、廃止を直ちに撤回することの2項目から成っています。

請願の趣旨からも明らかなように、県民の切実な願いの実現を求めたものであります。

昨日もこの請願を出された団体、子どもと重度障害者の医療費の無料化を求める連絡会の方々が50人余り県議会に来られまして、福祉医療費公費負担事業に関する医療費の自己負担アンケートの集約結果を持ってこられました。約1,000人からのアンケートであります、いずれも説明を受けて、またアンケートを読みましたところ、切実な声や思いがひしひしと感じてくるものであります。こういう人たち、請願者の声にこたえることが、財政状況が厳しい中にあっても県政として私は求められていると思っております。20年度の県政世論調査におきましても、今後の重点施策の要望ということで、第3位に社会福祉、社会保障の対策と、第5位に子育て支援対策というように、施策を展開していく上からも、福祉、医療の充実というのは極めて要望の強いものであります。そういう立場から、本請願の採択をお願いしたいと思います。

○意見（蒲原委員） 私もこの請願に賛成する立場で意見を述べたいと思います。今、辻委員からありましたが、昨日は重度障害者の方と家族の方が控室に来られまして、涙ながらに訴えておられまして、非常に胸の痛む思いがしました。

私の近所にも重度障害者の方がいらっしゃいまして、非常に気の毒な状況を見ておりまして、政治に携わる者として、重度障害者にこのような負担をかけるというのは許しがたいことだという思いがずっといたしております。負担金は200円ですけれども、その200円だけではないのです。交通費も要りますし、一人では行けませんから、ヘルパーの方にお金を出して、そうすると、その負担たるや大変なものです。広島西飛行場に4億円もの負担金を出すぐらいなら、このようなことをきちんとやるべきです。少なくとも重度障害者の方からこのようなお金を取るとするのは許さ

れることではないと私は腹が立つぐらいで、こんな請願が拒否されるような議会というのは、これは何のために県議会議員をしているのかという思いが強くなります。ですから、この趣旨をしっかりと踏まえて、その通りにはならないかもしれないが、努力をするということは、県政として当たり前のことだと思いますから、ぜひ委員の皆さん方にもそのことを御了知いただいて、ぜひ賛成して、この請願を通してもらいたいと思います。よろしく願いいたします。

○意見（川上委員） 不採択の意見を述べさせていただきます。

この請願については、前回も前々回もほとんど内容は同じでございますけれども、意見は議事録を見ていただければそのとおりでございます。改めて申し上げることはございませんけれども、私の心中を申し上げさせていただきますと、非常に格差社会が広がって、非常に弱者が大変な時代になった。これは非常に僕もよく理解できます。また、障害者自立支援法の施行後、非常に障害者の方は大変だというふうには理解しておりますけれども、今のこの県の財政難の状況を見ると、やはり今回は不採択ということで、ぜひともお願いしたい。そのほかのことにつきましては前回と一緒に、議事録どおりでございます。

○（委員長） 今の川上委員の御発言は不採択という御意見でございますか。

○意見（川上委員） 反対の意見です。

#### (7) 請願の審査結果

20-2 子どもと重度障害者の医療費の完全無料化を求める請願 … 不採択  
… 賛成少数

#### (8) 一般所管事項に関する質疑・応答

○質疑（川上委員） 産業廃棄物対策事業についてお尋ねします。

先般、業者の方が私のところへ陳情に来ました。その業者は、当初、石こうボードを処理するのに安定型の処分場がいいということで、安定型で処理していた。その後、県から、石こうボードの石こうと紙を分離しなさい、そのために分離するための機械を買いなさいという指導があったので、業者はほとんど分離する機械を買った。そうしましたら、しばらくしてから、もう安定型はだめです、管理型に入れなさいとなった。それで管理型に持っていった。そうしたら先般、県の方から通知が来て、もう福山市の管理型には入れたらだめですということだった。そして、とうとう捨てるところがなくて佐賀県まで持っていったということでした。トン当たり6万円かかったそうです。国の指示でやっているのかどうか知りませんが、余りにもおかしいと業者が言うのです。当初、安定型でいいですと、そこにそのまま入れれば何も害はありませんと言っていたのに、今度は機械を買って分離しなさい、分けて入れなさい。それで安定型に入れなさいと。すると今度は管理型にしなさいと。今度は管理型も入れるところがないという経過について、どのような認識を持っているのか、お尋ねしたいと思います。

○答弁（産業廃棄物対策課長） ただいまの石こうボードの御質問につきまして、まず

1点目、石こうと紙を分離するように指導があったということですが、平成11年に法改正がございまして、その中で、紙というのは本来管理型の廃棄物に該当する、それまでは石こうボードというのは安定型処分場で問題なかったということですが、その時点で石こうボードについては紙があるので管理型でしなさいということになりました。ただし、急遽変更しても対応できないので、暫定的に認めるという通知がありまして、県としては紙と石こうを分離すれば、紙については管理型で処理するが、石こうについては安定型で当分の間は猶予しますということとございました。

その後、平成18年に国からの通知がありまして、石こうボードについては本来は管理型であるところを暫定的な措置として安定型で認めていたが、法改正から6年たったということで、分離したものについても管理型で処分してくださいということになりました。そういう経緯がございます。

一方で、今、御質問がありました福山の処分場で管理型で入れられないということですが、石こうボードというのは昨今マスコミ等で硫化水素の問題などいろいろと問題がございまして、県も一昨年になりますが、第2次廃棄物処理計画を策定した折に、石こうボードについては資源化、リサイクルに回していこうという基本的な考え方を持っておりました。その考え方のもとで、本県は五日市処分場も3月で終わるなど県内の管理型処分場が逼迫してくるという中で、何とかリサイクルできないかということがございまして、県の産業廃棄物協会にお願いをいたしまして、県内の石こうボードをリサイクル、再資源化するために手法を検討いただくように、昨年お願いしたわけがございます。

そうした中で、産業廃棄物協会において県内外のリサイクル施設を視察されたり、どういう施設をつくれればリサイクルできるかといういろいろ検討された中で、県内の埋め立てを当面やめたとしましても、何とかリサイクルできるのではないかという提言がございましたので、埋め立てるよりも資源化、リサイクルを進めていきたいということがございまして、そのような方向で検討しております。

○要望・質疑（川上委員） もっとよくその辺のことを説明してあげないと業者は非常に困っています。産業廃棄物処理業者は行政に対しては非常に弱くて、言われたとおりにはしなければいけないようなことになっている。言うとおりにしていたら次から次に変えられてしまって、こういう計画でこうやっているということを長期的なことも含めて説明する必要があると思います。我々から考えるとちょっとおかしいと思うので、もっとよくその辺の説明をしていただきたいということを要望しておきます。

もう1点、独立行政法人環境再生保全機構に対して何か積み立てをするようになっています。積立金額については都道府県知事から通知するということですが、業者は、この不況時に多額の積み立てをさせられている。これはあなた方の責任ではないのですが、国が天下りでこういうものをつくってやっているもので、県からは

行っていないと思うけれども、これは、どういう機構なのですか。また、どういう基準で積み立てをさせているのですか。

○答弁（産業廃棄物対策課長） 環境再生保全機構でございますけれども、これは国の特殊法人といいますか、環境再生保全機構法に基づいてできた団体でございます。P C B 廃棄物処理の管理や最終処分場の維持管理積立金の管理を行っている団体でございます。

産業廃棄物につきましては、特に埋立地につきましては、埋め立て中の間は処分料という収入があるわけでございますけれども、埋め立てが終了しますと、今度は維持管理や水処理などの施設が必要になってまいります。すなわち、収入がない中で支出だけが発生するということです。

こういう中で、これまで産業廃棄物処理業者が処分場を放置する、端的に言えば夜逃げのような形でいなくなる、そうすると、処分場だけが残されて、後の管理をする者がいなくなるということがございました。これではいけないということで、平成18年に法律が改正されて、最終処分場を設置した者は維持管理積立金を積み立てなければならないということになりました。その中で、維持管理積立金を積み立てない場合については、経営的基礎がないということで、行政処分の対象にもなっております。それほど厳しく指摘されているということで、これまでも処分場に関する事案が全国的に多発した結果、こういう仕組みができたわけでございます。

毎年積み立てる金額については、事業者の状況、あるいは県と協議しながら決めていって、最終的に都道府県知事が事業者へ通知し、それを事業者が環境再生保全機構へ積み立てるというシステムになっております。

したがって、これは法律上の規定でございますので、ぜひ御協力をいただきたいと思っております。

○質疑（川上委員） 例えば、石こうボードにしても、今言われるように、例えば備後は管理型はもうだめですと通知を出す。それで業者は困る。答弁では、今、再生できるような形でやろうかと言っているから、何とかなるのではないかという判断です。私は、その辺が間違っていると思うのです。通知を出せばいいという問題ではないです。それまでは福山で処理できたのに、急に県から通知が来て、持っていくところがなくなって業者は困ってしまって、もうどこも取ってくれないということで、さんざん探して、佐賀県まで持って行って、やっと処理してもらった。ここが行政のだめなところだと思うのです。もっと業者の身になって、こういうことを今リサイクルするためにやっているからもう1年は入れさせてくれと言うぐらい頼みなさい。そうしないと、本当に困っています。

何回も言うけれども、最初は安定型へ入れていたものが、今度は機械を使って分離しろと、分離したらよいという指導をしておいて、今度は管理型だと、そうすると今度は入れるところがないということです。

私はもっと親身になって、業者のために考えてあげる必要があると思うけれども、

どう思いますか。

○答弁（廃棄物対策総括監） 石こうボードにつきましては、先ほど課長から説明しましたが、硫化水素の問題などもございます。また、広島県において非常にリサイクル率が低い廃材であったということもございまして、これについて産廃業界ともいろいろ協議いたしまして、100%リサイクルのルートが確立できないかという研究を行ってまいりまして、一定のめどが立ったということで、先ほどの御指摘でございますが、3月中は福山市の箕沖で受けているはずでございます。

○質疑（川上委員） 受けていないらしいです。

○答弁（廃棄物対策総括監） 4月1日以降は受けないという通知は出しております。一応100%リサイクルということになりますと、リサイクルルートの確立というのがございますので、4月1日からすぐにもでも稼働できるように、従前のリサイクル施設整備費の補助事業でございますけれども、前倒しで3月中に既に手続を開始しておりますして、できる限り早い時期に施設の整備を完了いたしまして、県内の皆様方に御迷惑をかけないという方向で整備をしているところでございますので、御了解をいただきたいと思っております。

○意見（川上委員） 今の再生機構にしても、莫大な積立金を要請して積み立てて、国が法律をつくったから仕方がないかもしれませんが、非常に負担になっているのです。業者に責任があるのだという話で積み立てろという理屈の合わない積み立てをさせる法律自体も間違っていると思うけれども、どうですか。

○答弁（廃棄物対策総括監） 積立金については、先ほど申し上げましたとおりです。最低でも2年間ぐらいのいわゆる事後の監視期間というのがございます。そこにおいては、確かに収入は全く入ってまいりません。そのために、やはりこの積立金をもって最終的には処分場が安定をして、閉鎖ができるまで監視をするといったことで、埋めて逃げるとか、そういったことがないようにという趣旨で積み立てを行っているところでございますので、法律に定まったことでございますが、私どもとしては適切な法であると考えております。

○意見（川上委員） 大変な負担になっていることは事実だし、その辺のことは法律だから仕方がないかもしれないけれども、今のことについては問題があると思う。

○質疑（辻委員） 介護保険施設等の整備について、きょうの資料にある特別養護老人ホーム入所希望者実態調査結果を見ると、特別養護老人ホームへの入所を必要としている方々が自宅等の中で要介護3から5の方が4,658人ということで、それを前提に介護施設等々の整備の考え方でいっているということですが、きょういただいた資料を見ると、自宅等以外の要介護3から5の数は8,427人となっています。

第4期のひろしま高齢者プランで介護保険施設等の整備状況を設定していく際に、この両方を合わせた数字を特別養護老人ホームへの入所の必要性が高い方としてカウントして策定していく必要があるのではないかと思うのですが、このあたりはどうですか。

○答弁（介護保険課長） 施設ごとに特別養護老人ホームへの入所を申し込んでおられる方の数を挙げているわけですが、先ほど資料により御説明申し上げましたように、市町においても、施設の整備につきまして、いろいろな事情を考慮して検討していく必要があります。特に、介護保険給付費が膨らむことによる介護保険料への影響等が大きいと思います。当然、特別養護老人ホームや介護老人保健施設、介護療養型施設等がそれぞれ整備されている状況の中で、特別養護老人ホームだけを大きく突出して整備していくことはできません。また、今ある他の施設を特別養護老人ホームに転換していくということは現実的に難しいということがございます。そういった意味で、現在特別養護老人ホーム以外の介護施設におられる方については希望には沿っておりませんが、少なくとも自宅等で介護できないという事情にある方については何とか対応してきているのではないかと考えております。特別養護老人ホームだけ特別に整備することは、現実的になかなか難しい状況にあるということです。

○質疑（辻委員） 特別養護老人ホームだけをふやせと言っているわけではないのですが、入所の必要性が高いとか、待機者だが極めて入所の必要性の高い方のカウントが自宅等と自宅等以外を合わせると、先ほどの要介護度3から要介護度5までの両方を合わせたら1万3,085人になるわけです。そういうところを視野に入れて計画を策定する必要があるのではないかと思うのです。低い数字に押しとどめて、整備を進めていくという操作をしているのではないかと思うのです。だから、こだわっているわけですが、老人保健福祉圏域ごとの第4期の特別養護老人ホームの整備数が、それぞれの圏域ごとに何人計画されているか、教えていただきたいと思います。

○答弁（介護保険課長） 特別養護老人ホームだけに限って療養病床からの転換分を除いて申し上げますと、広島圏域が447人、広島西圏域が41人、呉圏域が80人、広島中央圏域がゼロ、尾三圏域が68人、福山・府中圏域が116人、備北圏域が44人という数字を市町の計画に基づいて想定しております。

○質疑（辻委員） それを総計すると何人ですか。

○答弁（介護保険課長） 転換分を除いて796人です。

○質疑（辻委員） 796人という数字ですが、これはそれぞれの圏域ごとの市町からの情報等を通じてはじき出された数字ですか。

○答弁（介護保険課長） 市町が計画をつくるというのが基本でございますので、それをもとにした数字でございます。

○質疑（辻委員） 広島中央圏域がゼロというのは、これはどうなっているのですか。これでいいのですか。

○答弁（介護保険課長） 市町によっては既に整備されている施設の状況とか、今後施設を新たに整備する際の介護保険料に与える影響などを考えられて十分に検討された上で、第4期においては特別養護老人ホームの整備は行わないという判断をされ

たものだと思っております。

○意見・質疑（辻委員） 私は、特別養護老人ホームの整備計画の数字を上方修正する必要があるのではないかと思うのです。その必要者数にしても、入所の必要性の高い方を選び出して、それを算定根拠にしていくということから、全体としての数字が低過ぎると思うのです。この点は、もう少し検討をしていただきたいと思います。

それから、広島中央圏域がゼロのままでもいいのかというのは、これは市町の計画がないから、県としてそれ以上の整備はやらなくていいというふうに判断して、今の整備計画で進めていくというお考えですか。

○答弁（介護保険課長） 基本的に介護保険施設の整備につきましては、介護保険財政上、介護保険料の裏づけが必要であります。これは、各市町が決定していくことでございます。そういう意味では、市町が計画された数字ということで一定の根拠があるものであると思っておりますので、意見として上方修正しなさいということは、要は市民の方の保険料を上げなさいという指導を県がするということにもつながりかねないことでございます。そこまでは難しいかと存じます。

○質疑（辻委員） 県は、何のためにこのような計画を立てて進めていくのか。施設整備等が介護保険料にはね返っていくということは、私は当然承知の上で話をしているのですけれども、あわせて、今の特別養護老人ホームの待機者が1年あるいは2年待たなければなかなか入れないという状況が多くあるわけです。そういったことを解消していくということと、同時に、第4期についてだけですが、施設整備がゼロという圏域があるということがあればもう少し詰めた話をすべきで、市町が言うからそれを尊重して数字のことを言わないということでは、県の福祉保健行政の立場から言うと極めて問題があると思います。こういったことはもっときちんと話をして、こういったことでいいのかということは市町と協議をして算定していかなければならないと思うわけですが、再度どうですか。

○答弁（介護保険課長） 市町の計画策定の過程では県でもヒアリングをして、しっかりと市町の考え方等もお聞きしながらやってきたところでございます。それを踏まえて、各市町とも検討し、こういう数字を出されていると思っております。

○要望（辻委員） よく数字を検討して、本当に待機者がいつまでも待たされることのないように施設整備等を進めていただきたいと思います。

○質疑（蔵本委員） これまで五日市の埋め立て地区にあります産業廃棄物の保管・積み出し施設について、さまざまな問題点を指摘させていただきました。

そこで、地方自治法第109条第4項に掲げられております委員会の固有の能動的に行える調査ということで、すなわち所管の調査権限を行使して、委員会の意思として現地に赴き、調査をすべきではないかと提案をさせていただきました。

そこで、さまざまな意見、また反対意見もありまして、結果、委員長に一任ということになったわけでございますけれども、その後、3カ月が経過しようとしております。それで、委員長がどのように決断されたのかをお伺いしたいと思います。

○（委員長） 現在、執行部においていろいろと対応中ございまして、その状況をよく見きわめまして、皆様に御相談いたしたいと思います。

(9) 閉会 午後0時